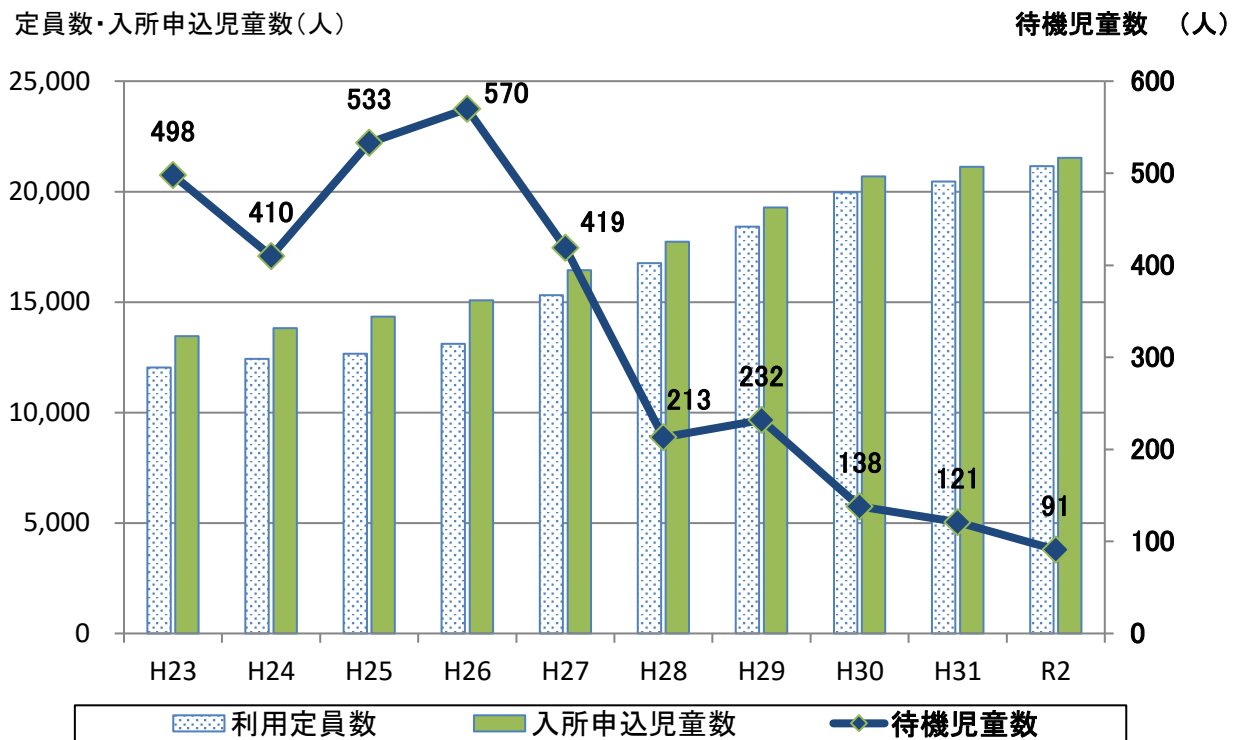


【参考】定員数・入所申込児童数・待機児童数等の推移（各年4月1日時点）



(単位：カ所、人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
保育施設等数	129	133	135	141	249	290	331	371	385	397
利用定員数	12,045	12,425	12,660	13,110	15,306	16,767	18,413	19,971	20,456	21,144
就学前児童数 (A)	53,894	54,612	55,150	55,280	54,782	54,468	53,441	53,032	51,934	50,646
入所申込児童数 (B)	13,459	13,826	14,340	15,077	16,443	17,726	19,278	20,684	21,130	21,529
申込率 (B/A)	25.0%	25.3%	26.0%	27.3%	30.0%	32.5%	36.1%	39.0%	40.7%	42.5%
入所児童数	12,468	13,069	13,401	13,994	15,494	16,971	18,566	20,053	20,465	20,903
入所保留児童数	991	757	939	1,083	949	755	712	631	665	626
待機児童数	498	410	533	570	419	213	232	138	121	91

※就学前児童数を除く各人数について、平成26年度までは保育所のみを対象とする数字を計上している。平成27年度からは、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、保育所に加えて認定こども園や地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業）も対象として計上する。

※待機児童数については、入所を申込んだが入所保留となった児童数から、国の定義により待機児童数に含めない人数を除いて算定したもの。（子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、平成26年度と平成27年度の間で定義の変更あり。また、平成28年度と平成29年度の間で定義が変更されている）

【参考】待機児童数の定義

保育の必要性の認定がされ、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業（保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）の利用の申込みがされているが、利用していない児童の数のうち、以下の児童を除いた人数。

- (1) 預かり保育の補助を受けている幼稚園を利用している場合
- (2) 地方公共団体が一定の施設基準等に基づき運営費支援等を行っている地方単独保育施策で保育されている場合
- (3) 企業主導型保育事業を利用している場合
- (4) 保護者が求職活動を休止していることの確認ができる場合
- (5) 他に入所可能な保育施設等の情報提供を行ったにも関わらず、特定の保育施設等を希望している場合
- (6) 保護者が育児休業中で、保育施設等に入所できた時に復職することが確認できない場合